

宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさざりプラン）の 後継計画策定について

1. 計画策定の経過

宇治市では、平成7年（1995年）3月に、地域に根ざした男女共同参画の実現を目指して、計画期間を10年間とする「宇治市女性施策推進プラン～UJIあさざりプラン～」を策定しました。その後、女性を取り巻く社会状況の変化や諸施策の進展などを踏まえて、平成13年（2001年）3月に改定を加え、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進してきました。

また、平成16年（2004年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らせるまちづくりをめざして、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定しました。

その後、平成18年（2006年）1月に、本市の男女共同参画社会施策の行動指針として、計画期間を5年とする「宇治市男女共同参画計画（第2次UJIあさざりプラン）」を策定しました。この第2次の計画期間が終了することを受け、平成23年（2011年）3月に「宇治市男女共同参画計画（第3次UJIあさざりプラン）」を、第3次の計画期間が終了することを受け、平成28年（2016年）3月に「宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさざりプラン）」を策定しました。

今回策定する新たな計画は、「宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさざりプラン）」の計画期間満了に伴う後継計画としての意義を持つものです。

2. 後継計画の位置付け

- (1) 後継計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めます。
- (2) 後継計画では、一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定める「市町村基本計画」である「宇治市女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 後継計画では、一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「宇治市DV対策基本計画」として位置づけます。
- (4) 後継計画は、「宇治市第5次総合計画」の部門別計画であり、総合計画及び他の部門別計画と整合を図りながら策定します。

3. 後継計画の基本理念と目標

(1) 基本理念

宇治市男女生き生きまちづくり条例第3条に定めるとおりとします。

(2) 目標

後継計画は、「宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさざりプラン）」を継承・発展させ、本市における「真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現」を目標とします。

4. 名称

(仮称) 第5次UJIあさざりプラン

5. 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までとします。

6. 後継計画の策定方法

後継計画は、現行計画の「基本方向」及び「計画課題」を基本とし、現行計画の進行状況や社会状況の変化に伴う今日的な課題、国及び京都府等の動向を踏まえながら、現行計画の見直しを行う方法により策定します。

7. 関係会議の開催

宇治市男女共同参画審議会

後継計画の策定については、宇治市男女生き生きまちづくり条例第26条に定める「宇治市男女共同参画審議会」に諮問します。

宇治市男女共同参画施策推進会議

後継計画の策定に関する庁内調整を推進するため、「宇治市男女共同参画施策推進会議」及び「同幹事会」で協議します。

8. 後継計画での検討事項

今日的課題への対応

- ・政治分野における男女共同参画の推進に関すること
- ・働き方改革に伴うワーク・ライフ・バランスの一層の推進
- ・デートDVやレイプドラッグなど若年層における暴力への対応
- ・性別役割分担意識や固定観念からくる男性の生きづらさへの対応
- ・男性の家事・育児等への参画
- ・ダブルケアへの理解
- ・自然災害の多発による防災・災害時における男女共同参画の視点の再確認

- ・性の多様性への理解
- ・ハラスメントへの対応 ほか

全体における修正

- ・市民意識調査・実態調査等に基づく修正
- ・文言の修正 など

その他の修正

- ・男女共同参画の推進に関する目標値・指標値の精査
- ・本市審議会等における女性委員の登用割合における審議会等の精査 など

9. 策定スケジュール

令和元年度

1 1月中旬	推進会議・幹事会（市民意識調査）
1 2月上旬	審議会（諮問・市民意識調査）
1 月上旬	市民意識・実態調査及び事業所調査の実施

令和2年度

4 月下旬	市民意識・実態調査及び事業所調査報告書納品
5 月上旬	初案作成
5 月下旬	推進会議・幹事会（調査結果・初案）
6 月上旬	審議会（調査結果・初案）
6 月上旬	ワークショップの開催
7 月下旬	推進会議・幹事会（2案・パブリックコメント）
8 月下旬	審議会（2案・パブリックコメント）
1 0月上旬	市民環境常任委員会（2案・パブリックコメント）
1 0月中旬	パブリックコメント実施
1 2月中旬	最終案作成
1 2月下旬	推進会議・幹事会（パブリックコメント結果・最終案）
1 月中旬	審議会（パブリックコメント結果・最終案）
1 月下旬	審議会（答申）
2 月上旬	市民環境常任委員会（パブリックコメント結果・最終案）
3 月中旬	後継計画公表